

土壤・地下水汚染調査・対策



三井住建道路株式会社

SUMIKEN MITSUI ROAD Co.,Ltd

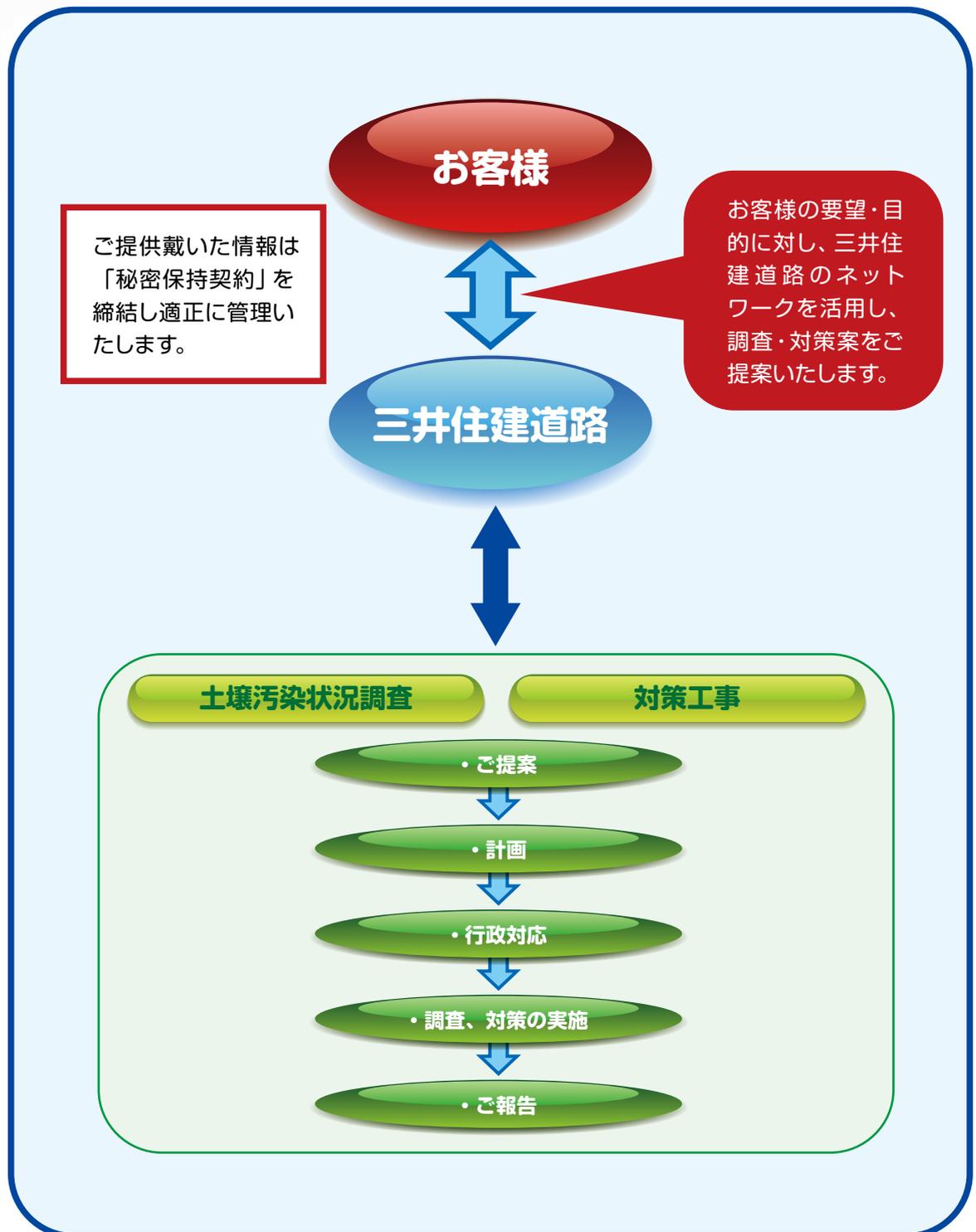
指定調査機関 指定番号 環2013-3-1003

[はじめに]

三井住建道路は、土壌汚染調査、地下水モニタリング、土壌・地下水汚染対策を実施しております。

《お客様に全力でお手伝い致します》

三井住建道路は、土壌・地下水汚染調査・浄化に関して、弊社の調査・浄化のネットワークを活用しお客様をサポートいたします。



[サービスの概要]

■ 土壌・地下水汚染【調査】

- ① 地歴調査
- ② 表層土壌調査
- ③ 個別調査・絞込み調査
- ④ 詳細調査（深度方向調査）
- ⑤ モニタリング調査（地下水・大気等）
- ⑥ その他調査（追完調査、認定調査等）

※土壌汚染対策法に該当する調査、各都道府県条例の調査について、行政相談から行政への報告（届出）まで一貫して対応しております。

当社は、環境省より指定された『指定調査機関』です。
環 2013-3-1003



■ 土壌・地下水汚染【対策】

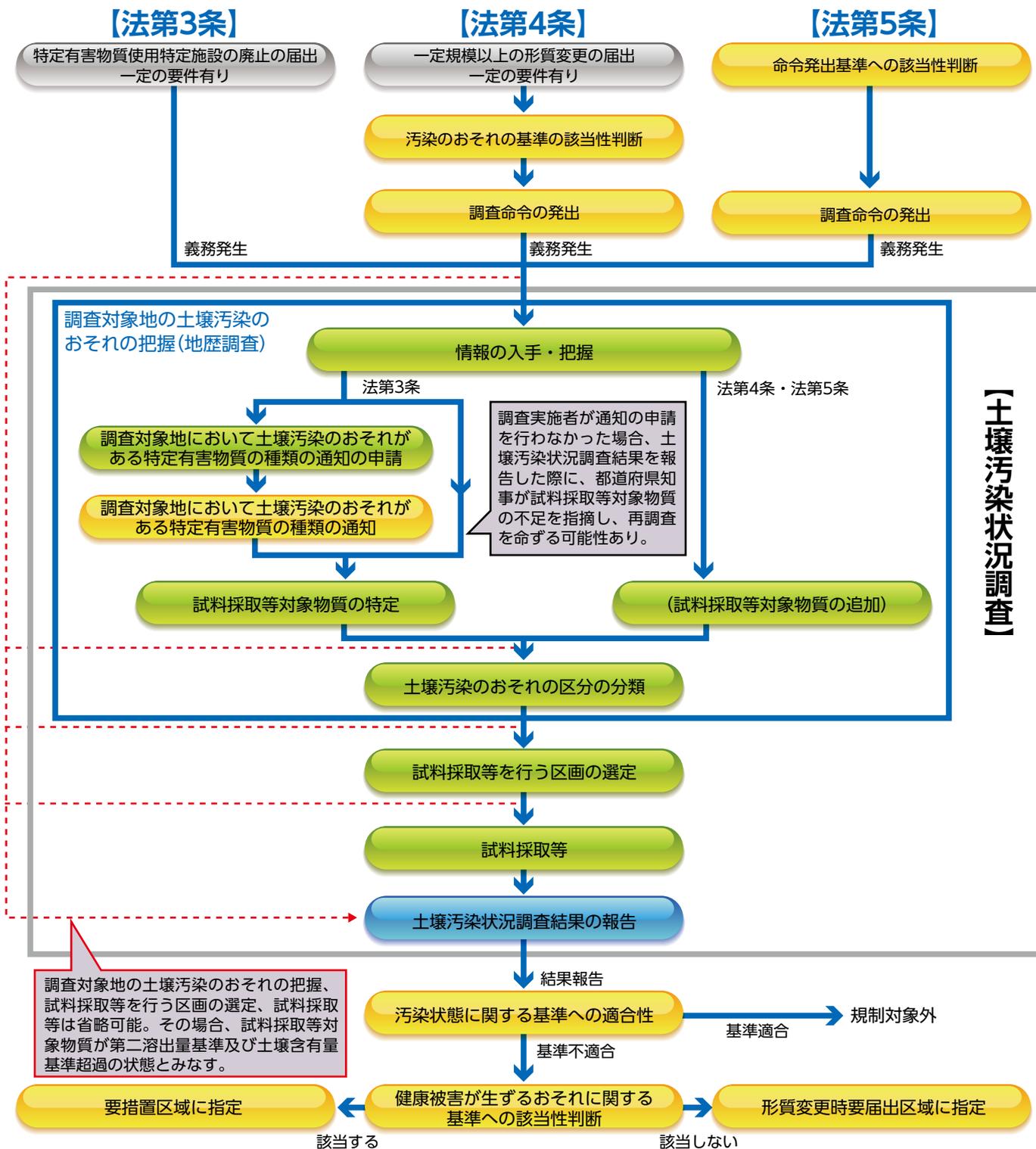
- ① 掘削除去
- ② 鉄粉攪拌混合
- ③ バイオレメディエーション
- ④ 酸化分解
- ⑤ 土壌ガス吸引
- ⑥ 地下水揚水処理
- ⑦ 不溶化処理 等

※土地利用状況、汚染状況（汚染到達深度、汚染物質、汚染濃度）、地質状況等から適切な対策工法をご提案させて頂き工事を施工します。



[参考]

土壤汚染対策法に基づく調査フロー



調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等は省略可能。その場合、試料採取等対象物質が第二溶出量基準及び土壤含有量基準超過の状態とみなす。

法の第3条、第4条、第5条調査は、「指定調査機関」が実施しなければなりません。自主調査(第14条)も「指定調査機関」が実施することが多くなってきています。

- 凡例
- 都道府県知事の手続
 - 土地所有者の手続
 - 調査実施者の手続 (指定調査機関)

出典：「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(改訂第二版)

《お問合せ先》